

第6回 郡上市住民自治推進懇話会 要録

【日時】 平成24年5月21日（月） 午後7：30～9：30

【会場】 八幡防災センター研修室

【要録】

1. 開会（座長）

2. あいさつ

（日置市長）

- ・国政混迷の中、自治及び統治機構のあり方が各所で議論されている。
- ・地方においても、自治が住民参画により行われているかの問いかけ、見直しを自分たちが手がけたルールにより追及するという動きがあり、北海道ニセコ町のまちづくり基本条例、栗山町の議会基本条例に端を発し広がりを見せている。
- ・郡上市においては条例策定が目的ではなく、現状や将来を見据えながら郡上における自治の進め方を議論するなかで、その集大成が自治基本条例策定につながるものと考え、懇話会の皆様にはこの一年議論をお願いしたい。

（郡上市議会議長）

- ・議会においても一昨年より議会基本条例の勉強を始めている。
- ・先進自治体における議会からも、条例は制定されてからが大切であると聞いており、住民との関わりを含め活用しやすいことが大切である。

3. 住民自治懇話会これまでの経緯について

（市長公室長）

- ・岐阜経済大学との提携によりアドバイザーとして今井講師をお願いしている。
- ・当初は一昨年の総合計画策定メンバーを中心にスタートしたが、この春の役職交代、新たな公募により4名の委員を加え名簿のとおり20名構成となった。
- ・本会については、自治基本条例策定を前提としたものではなく、郡上市の住民自治の推進について議論していただきながら、その結果を骨子としてまとめ年度末に市長への提言を行うものである。

4. 学習会 講師：神田 浩史 <住民主体のまちづくりと自治基本条例の必要性>

- ・海外でのODA活動に携わった経験より、住民との対話なしに物事を進めると摩擦が生じ物事がうまくいかないことが多いと感じた。
- ・変革を迎えた国際状況の中で、世界銀行という国際機関が目指してきた住民主体という大きな流れ、EU等国家統合の中で模索されていった補完性の原則という発想が、10年を経過し日本国内におけるまちづくりを巡り議論されるようになった。
- ・国政が揺れる中だからこそ、町・地域という身近な単位をかためることが大切だというスタンスで垂井町の自治条例策定に携わってきた。
- ・垂井町の条例策定前当時、全国で180市町村、県内で4市町が条例施行されており、内容も多彩だが、垂井町においては、理念だけでなく地域におけるまちづくりの主体が具体的にうたいこまれた、岐阜市のまちづくり条例や新潟県上越市を参考に1年半をかけて素案をまとめた。

■垂井町まちづくり基本条例制定への歩み

- ・自治基本条例に至る経緯については、住民アンケートでの結果を受け単独町政を選択したことにより、2006年 町行財政改革大綱のなかで条例制定を明示され、また住民有志からも町長へまちづくり基本条例案が提出されたことによる。
- ・2008年3月に垂井町第5次総合計画において条例制定を明示、2008年6月には（仮称）垂井町自治基本条例策定委員会を発足した。
- ・策定委員の公募については10名を募集し7名の応募があった。公募委員については自発的に応募された方のみとしたことで、残り3名を声かけ等により補充することはせず、男女バランス等については地区推薦委員のなかで調整した。

- ・最初に手がけたことは、委員がまちづくりのイメージを持つことで、ワークショップやロールプレイングを多用しまちづくりに対するイメージを共有した。
- ・会議は全公開ということで傍聴性とし、議事録は公開という目的以外にも後々検証を行うことも含めホームページに掲載した。
- ・会議以外では、無作為抽出2,000名の町民を対象としたアンケートの実施、委員の自主参加による学習会を行った。
- ・議会については委員会への入会はなく、意見交換会を骨子案策定時と大体の案ができあがった時に意見交換会を行った。第1回目の意見交換会は全議員の出席があり、2回目は数名の欠席があったものの、通常の策定委員会にも傍聴される議員が多かった。
- ・町職員との意見交換については、40代前後の中堅職員を対象に行った。
- ・住民との意見交換は骨子策定前に地区での説明の他、各種24団体と行いのべ600名余りの参加があった。
- ・条例条項の選定は策定委員会で行い、文書化は事務局で行ってもらった。但し、前文については策定委員会で起草した。
- ・町長主催の公聴会、パブリックコメントにより条例案は多少の加筆修正があったものの、議会においても全会一致で可決され、2011年4月に施行となった。

■垂井町まちづくり基本条例の特徴

- ・名称については策定委員会で「まちづくり基本条例」と定め、理念だけでなく具体的なまちづくり推進の施策として、まちづくりセンター、協議会、審議会について盛り込んだ。
- ・審議会については町長のまちづくりに対する具申、センターについてはまちづくりに関する情報収集と発信、協議会については分野別と地区別の2種類の協議会を立ち上げることができるとした。
- ・協議会に関しては予算権限を割譲というところまでは踏み込まず、後の判断に任せるというところまでの記載とした。
- ・住民投票に関しては議会の権能との対立を考慮し、「尊重」というところでとどめた。
- ・まちづくり条例が町の自治の最高規範であるという部分については明示した。

■条例制定後の動き

- ・まちづくりセンターの発足（町長の意向により出発は公設公営とした）、まちづくり審議会の発足、外国人が多く居住する状況を考え多文化共生を目的とした分野別のまちづくり協議会を立ち上げた。
- ・本年度については、従来ある公民館地区をベースに自治会事業、公民館事業に新規のまちづくり事業を加えた地区別のまちづくり協議会を立ち上げるための準備を進め、地区をまわりながら情報交換と説明会を実施している。
- ・来年度には小額ながら交付金というかたちで地区に交付していきたいと考えている。但し、住民の自覚を促し有効な交付金の利用について、まちづくりセンターが支援していく必要があると考えている。

■これからの課題と可能性

- ・従来からの住民と行政、議会との共依存関係を変えなければ、今後のまちづくり、行政や自治が成り立たないのではないか。
- ・まちづくり基本条例を制定したことで、まちづくりのしくみが見えはじめ、少しずつながら新しい活動が生まれ始めている。
- ・まちづくり協議会ができることで、住民が主体となって行政のみならずさまざまな人たちと連携し、行政以外にも多様なサービス提供主体が生まれることが地域の課題を地域自体が解決できる空間つくりにつながると考えている。

5. 質疑応答

(委員)

- ・郡上ではこの7月に市民協働センターを立ち上げる予定で、センターの活用により自治力が高まった段階での自治基本条例制定という流れも考えられるが、どう思われるか。
- ・先に条例を制定した場合、制定した条例が活用できる仕掛け、方法、事例があれば教えていた

だきたい。

(神田氏)

- ・垂井町では、まちづくりに関する具体的な施策が少なかったが、条例を先に制定したことでまちづくりセンター・審議会・協議会の3つの施策を進めることができた。
- ・まちづくりセンターが完成し来館される方が出てきたが、来館されない大多数の方々に呼びかけをおこなうための仕掛けとして条例を活用することが考えられる。
- ・現時点において、まちづくり基本条例がきっかけとなり、少しずつながら活動や議論が生まれてきたことが、制定して良かったと思っている。

(座長)

- ・垂井町では、会議の中で活発な意見交換が行われているようだが、何か仕掛けをされたのか。

(神田氏)

- ・最初の会議で、公募委員の方が地区推薦委員に対して意見をされたことで火が点き、積極的な議論が展開されるようになった。
- ・地区推薦委員の方々が地区の代表という自覚を持ちながら、地区説明会においてもそれぞれの地区で積極的に声かけをし人を集める等をされたのが住民への周知という意味においても大きかった。
- ・議員の方々においては、ニセコ町に視察に行かれたり、それぞれが自治基本条例について学習されている方が多く、条例の策定自体への懸念というよりも垂井町にふさわしい内容かどうかという意見が多く聞かれた。

(市議会議長)

- ・議会との関係、地域の特性を生かすということで地域の人々への浸透を含めた、垂井町でのまちづくり推進に関する今後の計画を伺いたい。

(神田氏)

- ・議会との関係については、各地区の協議会立ち上げ準備において、その地区選出の議員の方に顧問になっていただきながら参加をしていただいている。
- ・公民館ごとの協議会設置を目指していることからキーマンとなりえる公民館長や公民館主事を中心にまちづくりセンターでの研修を考えている。おおよそ5年の間に公民館・自治会・まちづくりの協働が成り立つようにしたい。その過程の中でまちづくりセンターは民営化となるイメージを持っている。
- ・議会に関する条項については議会の役割と責務程度の記述としている。

(市長)

- ・情報の公開や共有に対する議論と条項の内容について伺いたい。

(神田氏)

- ・情報公開に関する組織の設置という意見もあったが、町の規模を考慮し、行政の説明責任と従来の条例に則った情報公開という記述にとどめている。但し、行政活動の情報共有のみならず、まちづくりセンターにおいては、住民活動に関する情報の公開、住民どうしの情報共有も含めた活動を行っている。

(委員)

- ・策定委員会の年齢構成、若い方々への呼びかけについて伺いたい。

(神田氏)

- ・策定委員会においては30代から70代まで幅広い年齢構成になっている。
- ・条例制定後のまちづくり協議会での準備においては、PTAや保育園の保護者会や体育指導員・青少年育成などをメンバーに加えることで必然的に若い方が会に加わるかたちとなっている。但し、誰もが発言が出やすいような会議運営に関する工夫は必要である。

(議員)

- ・審議会の役割について伺いたいのと、神田さん自身が条例制定から一年を経過して成果として感じるものを伺いたい。

(神田氏)

- ・公民館区を利用した協議会の設置については審議会で検討されたものである。
- ・まちづくり条例に則った行政の案が審議会で諮られ、議会への報告、成案というかたちで進められている。
- ・まだ一年で顕著な動きはないが、策定委員に加わっていた方の呼びかけにより、住民主体で協議会の立ち上げの検討を始めた地区もある。

(今井アドバイザー)

- ・ニセコ町が自治基本条例制定10年の経過についてまとめられた著書を読みながら、条例策定の協議の中で、行政のしくみやまちづくりについて皆で学んでいく過程が大切だと感じた。
- ・日本国憲法があることで、普段自分たちの生活や自由が守られていると認識することがないように、自治基本条例も制定して何かはすぐ変わるといえることはない。しかし、垂井町の中で住民主体による動きが出てきているのは、今回お話を聞きながら、少なからずまちづくり基本条例がきっかけとなっているのではないかと感じる。
- ・自治基本条例は育てる条例であり、制定した後に皆が運営や活用を見守りながら、必要に応じて見直しなども行う必要がある。
- ・垂井町において、制定後の条例運営に関する検討委員会は設置されているかお聞きしたい。

(神田氏)

- ・まちづくり審議会を条例運営を見守る役割として位置づけている。
- ・おおよそ5年をめどに改廃を含めた振り返りを行うことを考えている。
- ・垂井町まちづくり基本条例が制定され一年が経過したが、課題とともに多くの活用の可能性を秘めている。今後も自分たちが暮らす垂井町における自治の推進、まちづくりのために努めたい。また、今回のことをきっかけに、郡上市とも情報交換しながら交流を続けたい。

6. 新委員の紹介

- ・年度替りににおける出身団体における役職の交代により3名、公募により4名が加わり、個々の都合により退会された方を含め、別添名簿の20名で本年度は進めていきたい。

7. 協議事項

1) 骨子案作成に向けた今後の進め方

(座長)

- ・先月の幹事会において、今後の進め方について次のとおり確認した。
 - ①(仮称)素案策定委員により郡上市の自治を推進するための骨子の素案を策定し、懇話会に諮りながら協議・承認をする手順を進めたい。
 - ②委員の選考については、立候補がなければ幹事会との相談のもとで決定したい。

(委員)

- ・前回の懇話会では、条例が必要かどうかの結論を出すために学習会を開催するということがあったと思うが、確認したい。

(座長)

- ・自治基本条例の可否以前に、まずは郡上市における自治の推進について協議することが本会の目的である。
- ・骨子案策定作業のなかで郡上市にとっての必要条項を研究しながら、その集大成として自治基本条例の策定がふさわしいかどうか最終的に結論を出す方法を提案したい。

(委員)

- ・このまま委員会方式を進めると、新たな4名の自治基本条例や懇話会に対する理解が不十分のまま、意見反映がされないまま進んでしまうおそれがある。

(市長公室長)

- ・前回の幹事会においても、新たな委員へのフォローに関する意見が出された。
- ・提案としては次回の懇話会前に座長・副座長等役職者同席のもとで、これまでの経緯を含めて新たな委員への30分程度の説明会を行いたい。

(今井アドバイザー)

- ・次のステップへ進む前に、今までの流れを振り返りながらそれを踏まえることが大切で、継続の委員、新たな委員を含めて意見をいただく場が必要である。

2) 今後のスケジュールについて

(企画課長)

- ・9月末頃までにはおおよその骨子案を完成させたい。
- ・議会との意見交換については進捗状況等について随時報告したい。

- ・ 10月頃から年内は市民への周知として、市内各種団体との意見交換を開催したい。
- ・ 年末には意見交換を経て骨子案を取りまとめ、年度末までには市長への提言を行いたい。
(座長)
- ・ 今の説明にあったような別紙の予定に沿いながら懇話会を進めていきたい。
- ・ 次回の懇話会は6月5日(火)午後7時30分より、これまでの振り返りを交え、今後の進め方について(仮称)素案策定委員会方式を提案しながら、委員の皆様の意見を伺う場としたい。尚、新たな委員の方々には午後7時に集まっていたき、座長・副座長等役職者同席のもとで、これまでの経緯を含めて30分程度の説明会を行いたい。

8. 閉会(副座長) 午後9時30分